

【新設】（取得価額の判定単位）

42 の 12 の 7-2 措置法令第 27 条の 12 の 7 第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる機械及び装置又は工具、器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上又は 120 万円以上であるかどうかについては、通常 1 単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

【解説】

- 1 本通達では、本制度の取得価額要件の判定を行う場合のその判定単位について明らかにしている。
- 2 本制度の適用対象資産（特定機械装置等）は、減価償却資産の区分に応じてそれぞれ一定の規模のものと規定され（措法 42 の 12 の 7 ①）、具体的には、機械及び装置にあっては 1 台又は 1 基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあっては、一組又は一式。以下同じ。）の取得価額が 160 万円以上のものと、工具又は器具及び備品にあっては 1 台又は 1 基の取得価額が 120 万円以上のもの（1 台又は 1 基の取得価額が 40 万円以上の工具又は器具及び備品で、特定生産性向上設備等の投資計画と同一の投資計画に記載されたものの取得価額の合計額がそれぞれ 120 万円以上である場合の当該特定生産性向上設備等である工具又は器具及び備品を含む。）と、建物にあっては一の取得価額が 1,000 万円以上のものと、建物附属設備及び構築物にあっては一の建物附属設備又は構築物の取得価額が 120 万円以上のもの（一の取得価額が 60 万円以上の建物附属設備で、特定生産性向上設備等の投資計画と同一の投資計画に記載されたものの取得価額の合計額が 120 万円以上である場合の当該特定生産性向上設備等である建物附属設備を含む。）と、ソフトウェアにあっては一の取得価額が 70 万円以上のものと、それぞれ定められている（措令 27 の 12 の 7 ②）。
- 3 この取得価額の判定に当たっては、通常 1 単位として取引される単位ごとに判定することを原則とし、個々の機械及び装置等の本体と同時に設置する自動調整装置や原動機のような附属機器でその機械及び装置等の本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところでその取得価額が一定の基準額以上であるかどうかの判定を行うことができる。本通達では、これらのことを明らかにしている。
- 4 なお、上記 2 のとおり、本制度では、1 台又は 1 基の取得価額が 40 万円以上の工具又は器具及び備品について、それぞれの取得価額の合計額が 120 万円以上である場合には、一定の基準額以上のものに含むこととされているが、この場合の取得価額が一定の基準額以上であるかどうかの判定についても同様に、これらの資産と同時に設置する附属機器でこれらの資産と一定となって使用するものがある場合には、その附属機器を含めたところで行うことができる。